

初期消火器具の設置場所として 「コンビニ店舗を希望される自治会町内会」を募集します。

1 趣旨

横浜市は、地域における初期消火力の向上を図るため、地域の皆様とともに、初期消火器具の設置普及に取り組んでいますが、「置き場所が見つからない」等のご意見が寄せられていました。

このたび、コンビニエンスストア8社から、コンビニ店舗への初期消火器具の設置について、ご協力をいただけることになりました。

実際に設置するには、自治会町内会と各店舗間の協定が必要となりますが、その事務は各消防署で支援させていただきます。

つきましては、**初期消火器具の設置場所として「コンビニ店舗を希望される自治会町内会」を募集します。**

設置申請の手続きは、消防局が一括してコンビニエンスストア8社と行いますので、自治会町内会からコンビニ店舗への直接の設置依頼やお問い合わせはご遠慮願います。

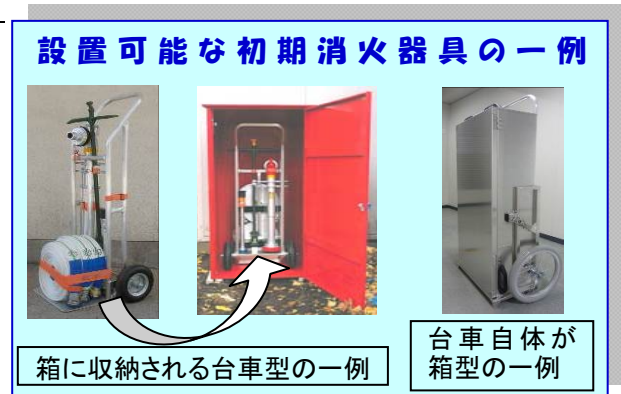
2 ご協力いただけるコンビニエンスストア8社（順不同）

- ◆ファミリーマート
- ◆ローソン
- ◆スリーエフ
- ◆デイリーヤマザキ
- ◆コミュニティストア
- ◆ポプラ
- ◆セブン-イレブン
- ◆ミニストップ

＜設置は、駐車場がある店舗に限られます。＞

3 設置可能な初期消火器具

既存のものに限らず、新規購入品も可能です。
ただし、転倒防止策を講じた箱に収納されたスタンドパイプ式初期消火器具など移動可能なタイプのものとなります。台車自体が箱型のタイプは、台車自体に転倒防止策が必要です。



4 ご注意いただきたいこと（設置条件）

- (1) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。
- (2) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

※参考：初期消火器具の損害賠償保険は年間1000円～2000円程度で加入できます。

5 応募方法

- (1) 消防署備え付けの応募用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの消防署にご提出願います。
- (2) 受付期間は、5月1日から**7月末日まで**となります。

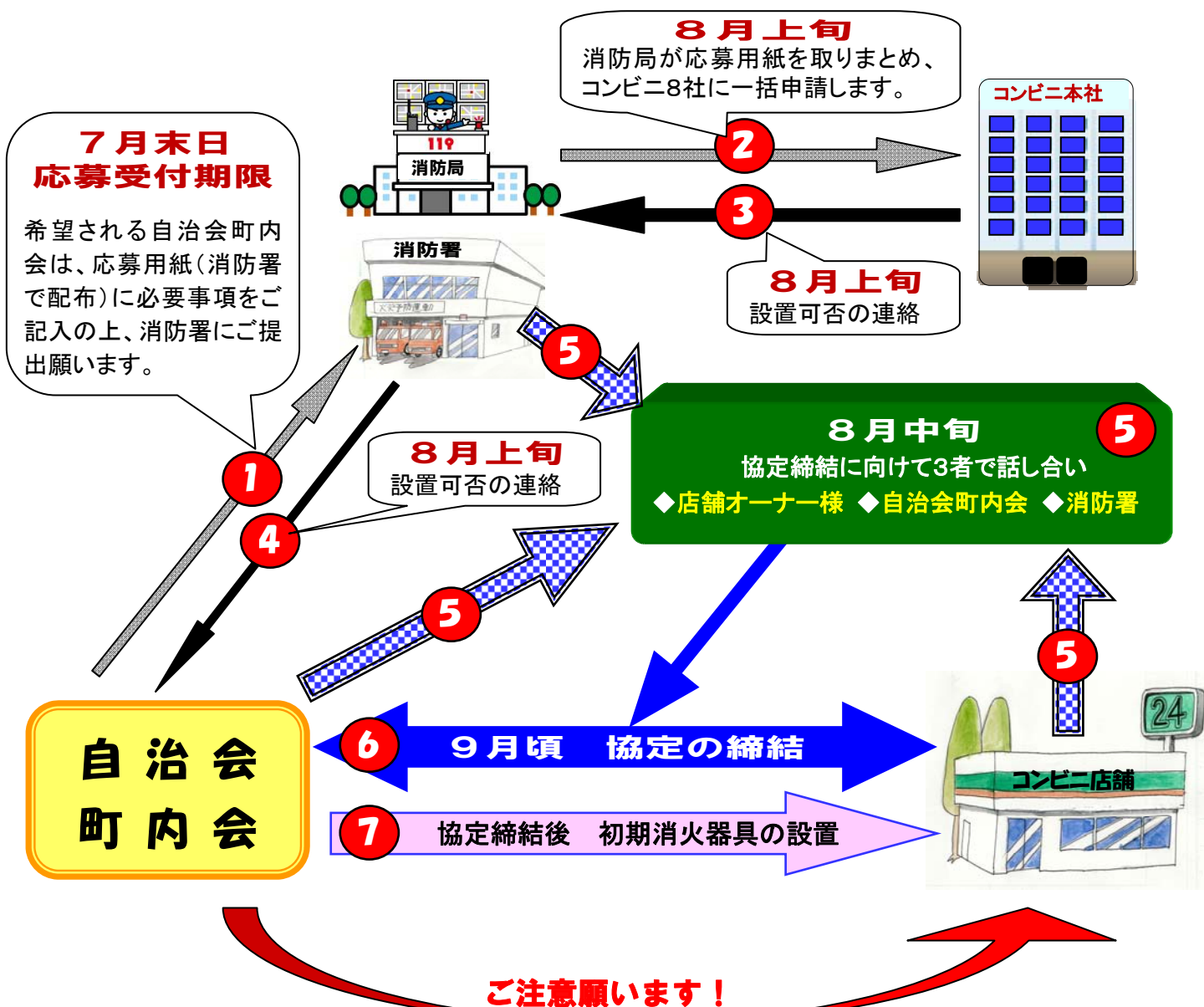
6 設置までの事務の流れ

別紙(裏面)のとおりとなります。詳細については港北消防署にお問い合わせください。

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (334-6696)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (741-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

初期消火器具設置までの流れ

- ① 消防署備え付けの応募用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの消防署にご提出願います。
7月末日が応募受付期限となります。
- ② 消防局で応募用紙を取りまとめ、コンビニエンスストア 8社に一括申請します。
- ③ 8月上旬にコンビニ各社から消防局に、設置可否の連絡が入ります。
- ④ 消防署から自治会町内会に「コンビニ各社からの回答（設置可否）」を連絡します。
- ⑤ 設置可能の回答が届き次第、コンビニ店舗・自治会町内会・消防署の3者で話し合います。
- ⑥ 協定を締結します。（9月頃を想定）
- ⑦ 協定締結後、初期消火器具をコンビニ店舗に設置します。



設置についての依頼・問い合わせは、直接店舗に行わないでください。

《平成27年度 初期消火器具補助事業のお知らせ》

- ◆申請受付期限 8月末日
 - ◆設置補助数 市内18区で100基（昨年度は50基）
- 詳細は、最寄りの消防署にお問い合わせください。